

身体拘束適正化検討委員会設置規定

児童デイサービスびたみん

1. 基本的な考え方

当事業所は利用児童の尊厳と主体性を尊重し、利用児童の身体的・精神的自由を安易に妨げるような行為は行いません。職員一人ひとりが身体拘束による身体的・精神的弊害をよく理解し、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

サービス提供にあたっては、当該利用児童又は他の児童などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用児童の行動を制限する行為を禁止します。

2. 委員会の組織及び開催について

委員会の構成は、次の職にあるもので組織する。

- (1) 苦情解決責任者(管理者)
- (2) 苦情受付担当者(児童発達支援管理責任者)
- (3) 第三者委員(矢島明子ふじみ野キリスト教会牧師)、主任
- (4) その他必要と思われる職にある者を加えることができる。

委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 定例委員会を3月に1回以上開催する
- (2) 臨時委員会を必要に応じて随時開催する。

3. 委員会の検討事項について

身体拘束の適正化を図るため次の措置を講じます。

- (1) 委員会は身体的拘束等について報告するための様式(その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記入した所定の様式)を整備する。また報告を受けた記録を2年間保存する。
- (2) 児童指導員その他の従業者は、事業所内で発生した身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等記録するとともに、(1)の様式に従い身体拘束等について報告する。
- (3) 委員会において、(2)により報告された事例を集計し、分析する。
- (4) 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
- (5) 報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底し、事業所全体で情報を共有し、今後の再発防止につなげること。
- (6) 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

4. 身体的拘束等の適正化のための職員研修について

- (1) 身体的拘束について適切な知識を普及、啓発するとともに事業者における指針に基づいた研修プログラムを作成する。
- (2) 定期的に身体拘束についての研修を年2回以上実施する。
- (3) 新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する
- (4) 研修の実施内容について記録する。

5, 利用者等に対する当事業所の身体拘束適正化検討委員会設置規定をホームページ等で公開します。

6, その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な事項が生じた場合は、管理者が別に定めます。

(附則)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。